

平成 2 8 年 度

山武市健全化判断比率審査意見書

山武市資金不足比率審査意見書

山武市監査委員

山 監 第 3 8 号

平成 2 9 年 8 月 1 7 日

山武市長 椎 名 千 収 様

山武市監査委員 野 島 暉 通

山武市監査委員 本 山 英 子

平成 2 8 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足
比率の審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 1 9 年法律第 9
4 号)第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付
された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎と
なる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見書
を提出します。

平成28年度山武市健全化判断比率審査意見書

第1 審査の概要

本審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

第2 審査の期日

平成29年8月17日

第3 審査の結果

今回審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成しているものと認められました。

なお、健全化判断比率の結果及び意見は次のとおりです。

健全化判断比率の状況

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成28年度	-	-	9.7	-
平成27年度	-	-	10.3	-
増 減	-	-	△ 0.6	-
早期健全化基準	12.84	17.84	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は算定されなかったため、表内の値を「-」で表示しています。

第4 審査意見

(1) 実質赤字比率について

一般会計及び一般会計等に属する特別会計（2会計）の実質収支額の合計に赤字額が生じていないことから算定されません。

(2) 連結実質赤字比率について

一般会計、特別会計（6会計）及び公営企業会計（2会計）の実質収支額の合計に赤字額が生じていないことから算定されません。

(3) 実質公債費比率について

当年度の実質公債費比率は9.7%で、早期健全化基準である25.0%を下回り、前年度と比べ0.6ポイント減少しています。

(4) 将来負担比率について

将来負担比率は算定されませんでした。

以上、健全化判断比率の4つの指標について審査した結果、平成28年度決算において、いずれも早期健全化基準の基準以下でありましたが、この結果に安堵することなく更なる収入の確保と経費節減に努め、健全な財政運営をされることを強く望みます。

平成28年度山武市資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

本審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

第2 審査の期日

平成29年8月17日

第3 審査の結果

今回審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成しているものと認められました。

なお、資金不足比率の結果及び意見は次のとおりです。

資金不足比率の状況

(単位：%)

年度 会計	平成28年度決算	平成27年度決算	経営健全化基準
水道事業会計	-	-	20.0
農業集落排水事業特別会計	-	-	20.0

※ 資金不足比率は、資金に不足が生じていないため、表内の値を「-」で表示しています。

第4 審査意見

水道事業会計及び農業集落排水事業特別会計においては、資金剰余の状況にあり資金不足比率は算定されません。

平成28年度決算において、資金不足は生じていませんが一般会計からの繰入れがなければ資金不足を生じる状態であることは否めません。この結果に安堵することなく更なる収入の確保と経費節減に努め、健全な事業経営をされることを強く望むものです。